国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法のお知らせ

年金天引き (特別徴収) を開始します

令和5年4月から、次の全てに該当するかたを対象に、年金天引き(特別徴収)を開始します。

【国民健康保険税の場合】

- 1 国民健康保険に加入している世帯主で、令和4年4月2日~10 月1日の間に65歳になったかた
- 2 世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上74歳以下である こと(令和6年3月31日までに75歳になるかたが世帯にいる場 合を除く。)
- 3世帯主が年額18万円以上の年金を受給しているかた
- 4世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国民 健康保険税の合計が、年金受給額の2分の1を超えないかた

【後期高齢者医療保険料の場合】

- 1 令和4年4月2日~10月1日の間に加 入したかた
- 2年額18万円以上の年金を受給してい るかた
- 3 介護保険料と後期高齢者医療保険料 の合計が、年金受給額の2分の1を超 えないかた

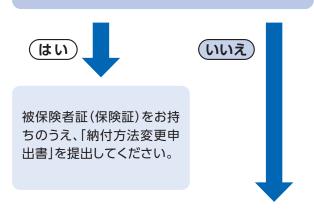
年金天引きから口座振替に変更することができます

□座振替を希望する場合は、保険年金課で手続きが 必要です。※納付書払いはできなくなります。

年金天引き(特別徴収)から口座振替への変更 を希望しますか?



口座振替の手続きはお済みですか?



被保険者証(保険証)、通帳、キャッシュカードま たは通帳届出印をお持ちのうえ、「口座振替依 頼書」と「納付方法変更申出書」を提出してくだ さい。

手続きに必要なもの

- ① 既に口座振替を利用しているかた
 - ·被保険者証(保険証)
- ②口座振替を利用していないかた
 - ·被保険者証(保険証) ·通帳
 - ・キャッシュカードまたは通帳届出印
- ・依頼書、申出書は保険年金課で配布します。
- ・口座名義人と異なるかたが、キャッシュカードで 口座振替手続きをする場合は委任状が必要です。
- ・南彩農業協同組合の口座で振替を希望するかた は、キャッシュカードによる手続きができないた め、通帳及び通帳届出印をお持ちください。
- ・1月31日(火)までに手続きをした場合、4月分から 年金天引きを中止します。また、手続きの完了時期 により、中止する時期が異なります。
- ・口座名義人は被保険者、被保険者の親族、被保険 者と生計を同一にするかたなどを指定できます。 □座振替に変更した場合、社会保険料控除は□座 名義人に適用されます。
- ・納付状況などから、口座振替に変更できない場合 があります。

問合せ 保険年金課 ☎ 0480 (92)1111

国民健康保険担当 後期高齢者医療担当

内線 142~144 内線 147 • 148

